

群馬県難聴児補聴器購入等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児に対して、聴覚補償のために必要な補聴器等の購入、更新及び修理（以下「購入等」という。）に要する費用の一部を助成することにより、当該児童の健全な発達を支援するため、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）及びこの要綱に定めるところにより、補助金を交付する。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、市町村とする。

(対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる場合は、次のとおりとする。

- (1) 新たに補聴器等を購入する場合
- (2) 補助決定日から別表1に定める耐用年数が経過した後に補聴器を更新する場合
- (3) 補聴器等を装用した難聴児（第4条に規定する難聴児をいう。）及びその保護者の責任に拠らない事情により毀損等した補聴器等又は補聴器等の部位を修理する場合

(事業対象者)

第4条 本事業の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する児童（以下、「難聴児」という。）の保護者（ただし、(1)において、18歳に達した日からその日の属する年度の末日までにある者の場合は、難聴児本人）とする。

- (1) 群馬県内に住所を有する18歳に達する日の属する年度の末日までにある者であること
 - (2) 原則として、両耳の聴力レベルが30dB以上であること
 - (3) 難聴の状態が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる聴覚障害に該当しないと認められた者であること
 - (4) (1)～(3)に該当する児童であって、補聴器等を装用することにより、言語の習得等において効果が期待できると「一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した精密聴力検査機関」の医師（以下「専門医」という。）が判断したものであること（(2)に掲げた聴力レベル「両耳の聴力レベルが30dB以上」に該当しないが、専門医が補聴器等の装用が必要と判断した場合を含む）。
- 2 前項の規定にかかわらず、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に基づき、補聴器等の購入等に要する費用の助成を受けられる場合は、この要綱の規定による補助金の交付を受けることができない。

(基準額等)

第5条 本事業の基準額等は、次のとおりとする。

- (1) 基準価格
別表1及び2の基準価格欄に定める額とする。

(2) 基準額

別表 1 に掲げる補聴器の種類または別表 2 に掲げる修理部位に応じ、基準価格の額に 100 分の 106 を乗じた額を基準額とする。ただし、重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換及びイヤホン交換については、基準価格の額に 100 分の 110 を乗じた額を基準額とする。

(3) 補助対象経費

購入等に係る費用又は基準額のいずれか低い額とし、基準額を超過した額については事業対象者の自己負担とする。

(4) 補助率

市町村は事業対象者に対し、購入等に係る費用又は基準額のいずれか低い額の 3 分の 2 (千円未満切捨て) を限度に補助し、県は市町村に対し、予算の範囲内でその補助に要した額の 2 分の 1 以内 (千円未満切捨て) を補助する。

(5) 給付数量

装用効果の高い側の耳に装用する 1 個又は両耳に装用する 2 個のうち、専門医が必要と判断した個数。

(6) 補聴器等の種類

当該難聴児の状態像等を鑑み、専門医が適当と認めたものを基準とする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、「群馬県難聴児補聴器購入等支援事業補助金交付申請書 (別紙様式 1 号)」を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 7 条 知事は、補助金の交付申請に関する書類の内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、交付決定する。なお、事業の着手に当たっては、原則として交付決定を受けて行うものとするが、やむを得ない事情がある場合には、補助金交付決定前に着手することができるものとする。ただし、その場合は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となること及び補助金交付決定額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないことを了知の上で、交付決定前着手届 (別紙様式 5) をあらかじめ提出しなければならない。

(変更交付申請)

第 8 条 補助金の交付決定後、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、「群馬県難聴児補聴器購入等支援事業補助金変更交付申請書 (別紙様式 2 号)」を知事が別に定める日までに提出するものとする。

(実績報告書)

第 9 条 補助金の交付決定を受けた市町村長は、「群馬県難聴児補聴器購入等支援事業補助金実

績報告書（別紙様式3号）」を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

（管理票）

第10条 市町村は、補助金の交付を受けた者及び難聴児の氏名等を記載した「難聴児補聴器購入等支援事業補助金利用者管理票（別紙様式第4号）」を作成し、5年間保存するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 知事は、補助金の交付決定又は交付を受けた市町村長が、群馬県補助金等に関する規則及びこの要綱に違反したと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、若しくは返還させることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年1月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表 1

補聴器等の種類 (注)	基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用 年数
軽・中度難聴用ポケット型	53,500円	① 補聴器本体（電池を含む） ※イヤモールドを必要としない場合は、基準価格から9,500円を除くこと。 ※ダンパー入りフックの場合は、250円増しとすること。	5年
軽・中度難聴用耳かけ型	55,900円		
高度難聴用ポケット型	53,500円		
高度難聴用耳かけ型	55,900円		
重度難聴用ポケット型	68,500円		
重度難聴用耳かけ型	80,700円		
耳あな型（レディメイド）	101,500円		
耳あな型（オーダーメイド）	144,900円	① 補聴器本体（電池を含む）	
骨導式 (型式を問わない) (軟骨伝導を含む)	237,000円	① 補聴器本体（電池を含む） ② その他、補聴器として使用する ために必要な付属部材	
補聴援助システム	232,700円	① 受信機 ② 送信機 ※オーディオシューを必要とする 場合は、5,250円の範囲内で必要 な額を加算すること。	

※ デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算する。

※ 補聴援助システムには、CROS 補聴システム及び補聴機能のない受信機により構成されるシステムを含む。

別表 2

修理部位	基準価格
耳あな型シェル交換（レディメイド）	6,650円
耳あな型シェル交換（オーダーメイド）	27,900円
耳あな型スイッチ交換	3,300円
耳あな型テレホンコイル交換（レディメイド）	8,850円
耳あな型テレホンコイル交換（オーダーメイド）	13,400円
耳あな型極板交換	1,100円
耳あな型ボリューム交換（レディメイド）	8,850円
耳あな型ボリューム交換（オーダーメイド）	12,200円
耳あな型マイクロホン交換（レディメイド）	14,200円
耳あな型マイクロホン交換（オーダーメイド）	16,800円

耳あな型レシーバー交換（レディメイド）	15,000円
耳あな型レシーバー交換（オーダーメイド）	21,100円
耳あな型抵抗交換（レディメイド）	2,200円
耳あな型抵抗交換（オーダーメイド）	9,400円
耳あな型コンデンサ交換（レディメイド）	2,200円
耳あな型コンデンサ交換（オーダーメイド）	9,400円
耳あな型電池ホルダー交換（レディメイド）	1,100円
耳あな型電池ホルダー交換（オーダーメイド）	1,600円
耳あな型トリマー交換（レディメイド）	6,650円
耳あな型トリマー交換（オーダーメイド）	10,000円
耳あな型サスペンション交換	940円
耳あな型アンプ組立交換（レディメイド）	33,500円
耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド）	44,600円
耳かけ型ケース組立交換	3,950円
耳かけ型スイッチ交換	4,750円
耳かけ型テレホンコイル交換	2,650円
耳かけ型極板交換	1,550円
耳かけ型ボリューム交換	6,800円
耳かけ型マイクロホン交換	12,400円
耳かけ型レシーバー交換	12,800円
耳かけ型トリマー交換	2,000円
耳かけ型フック交換	650円
耳かけ型電池ホルダー交換	1,050円
耳かけ型耳栓組立交換	630円
耳かけ型サスペンション交換	670円
耳かけ型アンプ組立交換	31,600円
重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,300円
重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1,400円
重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8,750円
重度難聴用イヤホン交換	5,800円
重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15,800円
重度難聴用コード交換	1,900円
重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	42,700円
眼鏡型ケース組立交換	9,900円
眼鏡型スイッチ交換	3,650円
眼鏡型テレホンコイル交換	3,450円
眼鏡型極板交換	1,450円
眼鏡型ボリューム交換	4,800円
眼鏡型マイクロホン交換	14,700円
眼鏡型骨導子交換	17,300円
眼鏡型アンプ組立交換	24,400円

眼鏡型アンプ組立交換（送信用）	37,200円
眼鏡型アンプ組立交換（受信用）	57,800円
眼鏡型ブランク（空つる）交換	4,600円
眼鏡型テンプル（補助つる）交換	3,250円
眼鏡型フロント（前枠）交換	10,000円
眼鏡型平面レンズ交換	3,800円
ポケット型ケース組立交換	5,700円
ポケット型クリップ交換	1,250円
ポケット型スイッチ交換	3,700円
ポケット型テレホンコイル交換	1,400円
ポケット型極板交換	1,400円
ポケット型ボリューム交換	4,800円
ポケット型マイクロホン交換	5,700円
骨導式ポケット型レシーバー交換	11,100円
骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,300円
ダンパー入り耳かけ型フック交換	1,000円
イヤモールド交換	9,500円
コンセント交換	870円
IC回路交換	4,800円
イヤホン交換	3,350円
コード交換	710円
トランジスター又はダイオード交換	2,150円
抵抗交換	2,150円
コンデンサ交換	2,150円
トランス交換	2,000円

※ 別表2に記載されていないものに係る修理が必要な場合には、他の類似種目の修理部位等を参考として、又は、それらの個々について原価計算による見積り若しくは市場価格に基づいて適正な額を決定し、修理に要する費用として支給することができる。